

しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、持続可能な社会の実現のために環境学習の推進を図る上で、“原体験”として子どもや親世代が自然に触れる機会・場を提供することができる指導者の育成を進めていくため、今後長く県内で環境学習の指導者としての活躍が見込まれる個人・団体が実施する活動等に要する経費に対し、予算の範囲内において、しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における環境学習とは、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年滋賀県条例第28号）第2条のとおりであり、講座形式の学習プログラムだけを指すものではなく、自然観察会や清掃活動など、実際の体験を通して学びを深めることができる環境活動等についても、それに含める。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、環境学習の指導者として活動を行う個人・団体のうち、次の各号を満たすものとする。ただし、政治活動・宗教活動を目的とする個人・団体は対象外とする。

- (1) 令和5年度以降に、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課（以下「当課」という。）が実施した人材育成に係る以下の事業に参加した実績があること。
 - ア 自然体験プログラム実践講座
 - イ 自然とふれあう遊びと学びのたいけんフェア（出展）
 - ウ しが環境学習担い手育成事業
- (2) 個人の場合は県内に在住していること。団体の場合は県内に事務所等を有すること。
- (3) 環境学習の指導者として、採択年度以降も活動の継続を予定していること。
- (4) 規則第4条第2項各号のいずれにも該当するものでないこと。
- (5) 県税、消費税等に未納がないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費および補助限度額等は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1) 国または地方公共団体等から補助金を受けるもの。
- (2) 補助金の交付を受けようとするものが事業の実施主体（主催）となっていないもの。
- (3) 保育所や学校等が取り組むもの。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 個人・団体に関する調書（様式第4号）
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第5号）
- (6) 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式第6号）

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、申請を受け付けた日から30日以内に申請内容が適正であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、交付決定額その他必要な事項を申請者に通知（様式第7号）するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、補助金の不交付の旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに経費配分（内容）変更承認申請書（様式第8号）または中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の経費の配分の変更（事業計画および補助金の交付決定額に変更をきたさないものを除く。）または内容の変更（当初の事業との同一性が認められるものを除く。）をしようとするとき。

（2）補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内または当該年度2月28日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金実績報告書（様式第10号）

（2）事業成果報告書（様式第11号）

（3）収支決算書（様式第12号）

（4）その他知事が必要と認める書類

（検査および報告の徴収）

第9条 知事は、前条の実績報告が行われた日から起算して14日以内に、実績報告書の内容について検査するものとする。

2 知事は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

(1) 補助事業の内容に要した経費の支出状況についての検査

(2) その他知事が必要と認めた検査

3 知事は、前項の内容を検査する際、必要に応じ補助事業者に対して参考となるべき報告および資料の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の検査の結果、事業の実施に要した経費が適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、第8条の規定による実績報告が行われた日から起算して30日以内に補助事業者へ通知する(様式第13号)ものとする。

(補助金の概算払交付請求および支払)

第11条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払いにより補助金の交付を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 知事は、規則第8条及び第16条第1項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が第3条第1号から第5号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 補助事業が第4条第1号から第3号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助事業者が、規則その他の法令またはこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 規則第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 知事は、第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条および第17条の規定により交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の公表)

第13条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容、進捗状況および効果等について県が公表することに同意するものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする団体または補助事業者は、規則第 3 条第 1 項の規定に基づく第 5 条第 1 項の補助金の交付の申請、第 7 条の規定に基づく事業変更等の承認申請、規則第 12 条の規定に基づく第 8 条第 1 項の事業実績報告、第 11 条第 2 項の規定に基づく補助金の概算払交付請求、第 14 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附則 この要綱は、令和 8 年 5 月 21 日から施行し、令和 8 年度分の補助金に適用する。

別表 1（補助対象事業等）

	項目	
対象事業	本県の環境学習の推進に資する事業 (活動場所は県内に限る)	補助事業者の環境学習に関するスキルアップに資する事業
対象経費	講師への謝金・旅費、消耗品費、印刷費、 広告宣伝費、保険料、会場費、賃借料、 その他知事が必要と認めた経費	講座等への参加費・受講料、その他知事が 必要と認めた経費
補助限度額	1 個人・団体当たり 10 万円	
補助率	2 分の 1 以内	
その他	補助対象経費に消費税および地方消費税は含まない	